

○沖縄県立看護大学外国人特別学生規程

(平成12年7月19日)

[沿革] 平成20年5月21日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学学則（平成11年沖縄県規則第24号。以下「学則」という。）第54条第2項の規定に基づき、外国人特別学生について必要な事項を定めるものとする。

(外国人特別学生の区分)

第2条 外国人特別学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部学生
- (2) 研究生
- (3) 科目等履修生
- (4) 特別聴講学生

(入学資格)

第3条 前条第1号から第3号までに規定する外国人特別学生として入学を志願できる者は、この規程に定める入学資格を有し、特に定める場合を除き、修学に必要な日本語を理解できる者でなければならない。

第4条 学部学生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの
- (2) 日本において高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第5条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 日本において大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第6条 科目等履修生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で

文部大臣の指定したもの

- (2) 日本において高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
(入学志願)

第7条 入学志願者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に入学考査料を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1号に該当する者

- ア 願書
- イ 履歴書
- ウ 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書
- エ 旅券の写し又は外国人登録済証明書
- オ 日本語理解力調査書
- カ その他本学が必要と認める書類

- (2) 第4条第2号に該当する者

- ア 願書
- イ 調査書（文部省所定の様式により最終出身学校長が作成したもの）
- ウ 旅券の写し又は外国人登録済証明書
- エ その他本学が必要と認める書類

- (3) 第5条に該当する者は、前各号に準ずる。

- (4) 第6条第1号に該当する者

- ア 願書
- イ 履歴書
- ウ 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書
- エ 旅券の写し又は外国人登録済証明書
- オ 日本語理解力調査書
- カ その他本学が必要と認める書類

- (5) 第6条第2号に該当する者

- ア 願書
- イ 履歴書
- ウ 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書
- エ 旅券の写し又は外国人登録済証明書
- オ その他本学が必要と認める書類

(入学時期)

第8条 外国人特別学生の入学時期は、原則として学年の始めとする。

(選考)

第9条 入学の選考は、学則その他入学選考に関する諸規程を準用する。

2 前項によりがたい事情があると認めた場合は、特別の選考を行うことができる。

(入学手続)

第10条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他必要書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第11条 学長は、前条の規定により入学手続を完了した者に、外国人特別学生として入学を許可する。

2 前条の選考により入学を許可された学部学生については、入学定員外とすることができる。

第12条 前条の規定により科目等履修生として入学を許可された者の履修期間は、沖縄県立看護大学科目等履修生規程第5条の規定にかかわらず1年とすることができる。ただし、科目等履修生願書は学期ごとに提出しなければならない。

第13条 外国人特別学生として入学を許可された者は、所定の期日までに在留資格(留学)を記載した外国人登録済証明書その他必要書類を提出しなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者に対しては、入学の許可を取消すものとする。

(学則等の準用)

第14条 外国人特別学生の取扱いについては、この規程に定めるもののほか学則及び学内諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月21日から施行する。